

ハラスメント防止対策に関するワーキングチーム検討経過報告

1 ワーキングチーム設置目的

ワーキングチームは、ハラスメント防止条例の実効性向上を図るため、次の事項について調査・検討を行うことを目的として設置された。

(1) ハラスメント防止行動指針（案）の作成

令和7年12月4日に議会運営委員会へ提出された行動指針案について、内容の精査及び充実を図ること。

(2) ハラスメント防止条例の課題整理及び調整

ア 議長の責務に関し、議長自身が当事者となった場合の対応を明確化すること。

イ 正副議長が当事者となった場合の対応を明確化すること。

ウ 処分規定について、議員氏名の公表及び議長が必要に応じて講ずる措置の内容を明確化すること。

(3) 相談体制及び審査方法のルールづくり

ハラスメント事案に関する相談体制及び審査方法について、「政治倫理規則」を適用する手法を参考に検討すること。

2 ワーキングチームの開催状況

(1) メンバーの変更

近藤委員の公務無断早退に関する案件により、ワーキングチームの協議を中断した。

その後、令和8年2月9日の議会運営委員会において、近藤委員の辞任に伴い、田原洋子委員（副委員長）が新たにメンバーとして加わった。

(2) 開催回数

開催回数 計8回

3 協議経過

第1回 4月13日

ワーキングチームの顔合わせを行い、これまでの協議内容及び経過について確認した。

第2回 4月20日

検討課題を整理し、今後協議を進める事項を11項目に集約した。

第3回 4月27日

ハラスメント防止条例と政治倫理規則との整合性について検討した。

また、他自治体の事例を調査した結果、政治倫理規則よりも政治倫理条例による運用が主流であることを確認した。

さらに、政治倫理規則では網羅できていない事項があることから、他自治体条例との比較検討を行った。

あわせて、政治倫理上の問題として、市議会議員及び市職員との関係だけでなく、市民とのトラブルについても対象とすべきか協議した。

第4回 5月12日

政治倫理規則に不足している項目について協議した。

その中で、政治倫理規則を政治倫理条例へ格上げし、ハラスメント防止条例を理念条例として位置付ける方向性について検討した。

第5回 5月18日

ハラスメント防止条例を理念条例とした場合、ハラスメント事案の調査及び処分については政治倫理規則の審査手法を活用する案について検討した。

また、先に政治倫理条例案を整備し、その後にハラスメント防止条例の理念条例化に向けた改正を行う進め方について協議した。

第6回 6月3日

6月定例会前の議会運営委員会への報告内容を整理するため、東野委員長へこれまでの経過を説明し、内容について協議した。

この中で、

- *AIを活用した会議録及び議会発言のハラスメントチェック

- *アンガーマネジメントについて研修に導入

- *弁護士等の第三者による相談窓口の設置

- *相談体制整備に係る予算確保

などについて提案及び意見交換を行った。

なお、この際、東野委員長より「政治倫理条例についてはワーキングチームへの付託事項ではないため、検討内容が付託事項を逸脱しないように」との指摘を受けたことから、政治倫理条例に関する検討は中止した。

第7回 6月8日

ハラスメント防止行動指針、ハラスメント防止条例及び政治倫理規則について、最小限の制度改正により運用できるかを検討した。

第8回 6月15日

東野委員長とこれまでの調査・協議内容を確認した。

協議の結果、ハラスメント防止条例の本来の目的は、市議会における職場環境の改善を図るため、市議会議員と市職員との間におけるハラスメント防止に特化したものであることを再確認した。

そのため、政治倫理規則との整合を優先するよりも、

- *ハラスメント防止条例を独立した条例として位置付けること

- *ハラスメント行為の審査方法を条例内で規定すること

＊処分手続についても条例内で規定すること

＊その際、政治倫理規則の手法を参考とすること

が、条例制定当初の目的により適うのではないかとの意見で一致した。

そのため、次回の議会運営委員会において、これまでの経過報告とあわせ、今後の協議の進め方について提案することとした。

6月18日 議会運営委員会

4月13日以降のワーキングチームの協議経過について口頭報告を行った。

その際、議長より、これまでの経過について文書による報告を求められたため了承した。

また、今後の進め方については、改めて議会運営委員会において協議することとなった。

4 今後の検討事項（案）

- (1) ハラスメント防止条例の改正案の作成
 - ・ 第三者（弁護士等）の相談窓口の設置
 - ・ 審査方法の手順
 - ・ ハラスメント防止のための研修会の実施
 - ・ アンケートの実施
 - ・ AIを活用したハラスメントチェックの導入
- (2) ハラスメント防止行動指針案の作成
- (3) 政治倫理規則の改正案の作成

以上